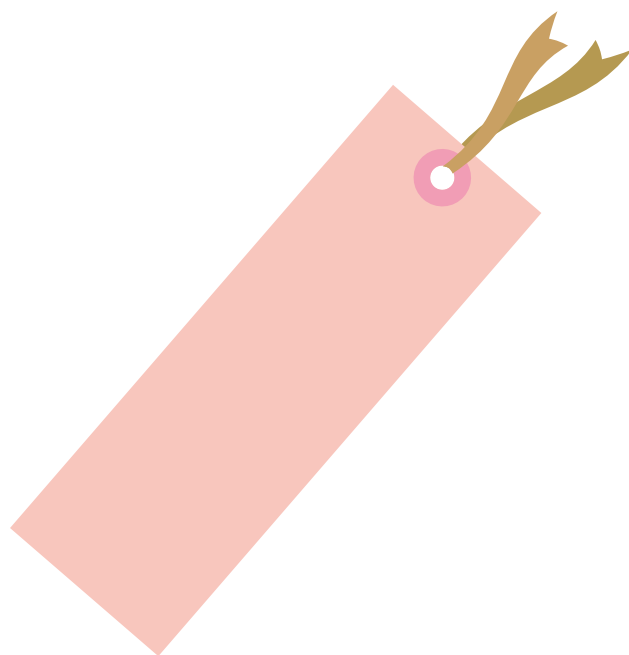


認知症のしおり





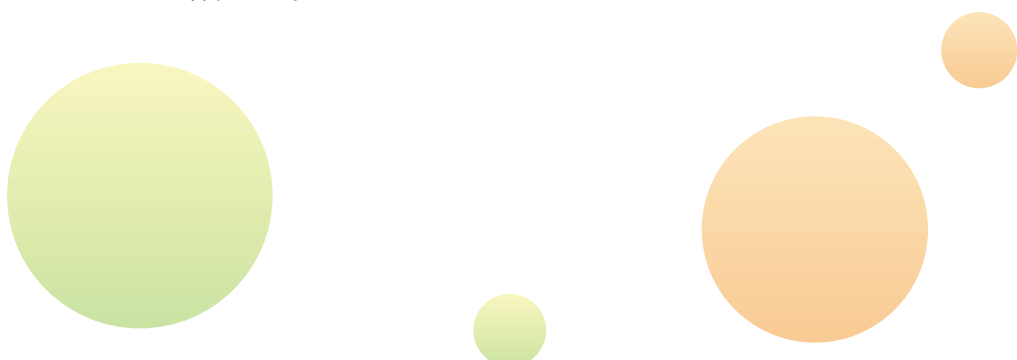
「認知症になってできないことも増えたけれど、自分で考えて決めたいって思うのはおがままなのかな」



これは認知症本人の言葉です。

名古屋市では、こうした本人の声を尊重し、認知症になっても自分らしく暮らせるまちづくりを進めています。

認知症とともに前を向いて生きていける社会を実現するため、私たちに何ができるかを一緒に考えていきましょう。



もくじ

ページ

*名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例	3・4
*認知症ってなに？	5
*早期発見・早期対応が大切です	6・7
*認知症に関する相談窓口	8・9
*認知症の専門医療機関	10
*認知症の進行に合わせた「家族の心がまえ」や「ケアのポイント」	11・12
*こんなとき、どうする？	
・介護の悩みを誰かに相談したい・話を聞いて欲しい・ 自分のもの忘れが心配になってきたので、相談したい	13
・認知症の本人同士・介護する家族同士で交流したい	14
・1人で出かけて帰れなくなることがあり、心配	15・16
・認知症になっても安心して出かけたい	16
・介護サービス等を利用したい	17・18
・認知症についてもっと知りたい	19
・名古屋市の認知症に関する取り組みについて知りたい、 若年性認知症について相談したい	20
・認知症の人の財産管理や権利擁護について相談したい	20・21
・社会保障制度などを利用したい	22
*問い合わせ先	
・区役所・支所・保健センター・分室・福祉会館	23・24
・いきいき支援センター（地域包括支援センター）	25・26
*付録	
・わたしのこと・受診にあたってのメモ	27・28
*介護マーク、ヘルプマークをご存じですか？	29

※新型コロナウイルス感染症の影響により、各ページに記載のある行事などは中止になる場合があります。各問い合わせ先へご確認ください。

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例

認知症の人と家族をはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指し、令和2年4月1日に施行しました。

基本となる考え方

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念を定めています。(第3条)

- 認知症の人の尊厳が保持され、意思が尊重され、認知症の人と家族が自分らしく暮らせるまちの実現を目指すこと。
- 認知症の人と家族が、それぞれの置かれている状況に応じ、その人とその家族に寄り添った支援を切れ目なく受けられること。
- 認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、市や市民、事業者、関係機関は相互に連携して、市全体で認知症に関する取組みを推進すること。

市の責務と市民、事業者、関係機関の役割

市の責務と市民や事業者、関係機関の役割を定め、お互いに連携・協力しながら認知症に関する取組みを進めます。(第4条～第7条)

- 市は、認知症の人と家族が必要としていることを把握するとともに、市民、事業者、関係機関と連携・協力し認知症施策を総合的に推進します。
- 市民は、認知症についての正しい知識と理解を深めるとともに、日常生活において認知症の予防[※]に努めます。
- 事業者は、従業員が認知症についての正しい知識と理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めます。
- 市民や事業者は、認知症の人と家族の悩み、不安等に気づいたときは、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めます。
- 関係機関は、相互に連携し、認知症の人が、その人の状態に応じた適時・適切な医療・介護サービスを受けられるよう努めます。



※本条例において「認知症の予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策

認知症に関する市の取組みを定めています。(第8条～第13条)

市民の理解の促進

- 認知症サポーターの養成を進めます。(P.19)

認知症の予防と早期発見の推進

- 認知症予防の取組みを普及します。(P.19)
- もの忘れ検診を実施します。(P.7)

医療・介護提供体制の充実

- 専門的な医療機関や介護サービス提供事業所を充実させます。(P.10)
- 医療・介護従事者の認知症対応力を向上させます。

事故の防止と救済

- 行方不明になった認知症の人を早期に発見するための取組みを実施します。(P.15・16)
- 認知症の人による事故の損害を補償する制度を実施します。(P.16)

地域における相談支援の充実

- いきいき支援センターなどで相談支援を実施します。(P.8・9)
- 認知症の人同士、家族同士のピアサポートの取組みを進めます。(P.14)
- 若年性認知症の人と家族への支援を進めます。(P.20)

権利擁護の充実

- 認知症の人の判断能力に配慮した意思決定支援が適切に行われるよう取組みを進めます。
- 成年後見制度の利用を促進します。(P.21)



認知症ってなに？

認知症は脳の病気です

認知症とは、

いろいろな原因で脳の細胞が縮んだり、働きが悪くなるために、「物事を記憶したり、判断する能力」や「時間や場所、人などを認知する能力」などが低下し、日常生活の中で支障をきたしている状態です。



主な認知症の種類

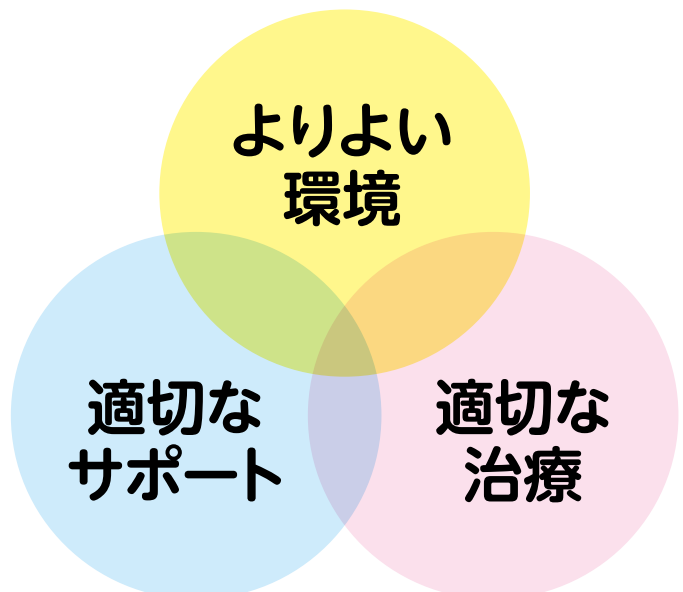
原因疾患	脳の変化	特徴的な症状
アルツハイマー型認知症	脳の神経細胞が減って脳が萎縮する病気	もの忘れ、時間や場所などが分かりづらくなる、理解判断力の低下
レビー小体型認知症	レビー小体という特殊なものができることで、神経細胞が死滅してしまう病気	幻視、妄想、うつ状態、パーキンソン症状（ふるえ、小刻み歩行など）
前頭側頭型認知症	前頭葉と側頭葉が特異的に萎縮する病気	性格の変化（怒りっぽくなるなど）、無気力、社会のルールが守れなくなる、記憶力は比較的保たれる
血管性認知症	脳の血管がつまったり、破れたりする病気	もの忘れ、感情のコントロールがうまくいかない、手足の麻痺

**認知症は、原因となる病気によって症状は様々です。
必ずしも、もの忘れだけがあらわれるとは限りません。**

認知症になると何もできなくなると思われがちですが、そうではありません。長年やってきたこと、得意なこと、好きなことを生かして、活躍されている方がたくさんいらっしゃいます。

まわりの方のサポートや、安心できる環境、適切な治療があれば、認知症の人が自分らしい生活を長く続けることができます。

認知症を正しく理解し、ご本人やご家族、まわりの方々と、これからの生活を一緒に考えていくことが大切です。



早期発見・早期対応が大切です

認知症の多くは進行する病気です。早く気づくことが大切です。

気づきのポイント

- ☐ 同じことを言ったり聞いたりする。
- ☐ 置き忘れやしまい忘れが目立ってきた。
- ☐ 財布などを盗まれたと言う。
- ☐ 約束の日時や場所を間違えるようになった。
- ☐ 趣味をやめたり、興味を示さなくなった。
- ☐ 幻覚を見る。



早期発見・早期対応にはメリットがあります！

- ☐ 早期に診断され、治療を受けることで、治る病気があったり、進行を遅らせることができますと言われています。
- ☐ 早くから適切な治療やケアを受けることで、生活上の困りごとやトラブルを少なくすることもできます。
- ☐ 介護するご家族も、認知症や介護について正しい知識を身につけたり、仲間を見つけたりする時間をもつことができるようになります。



認知症は放っておくと、日常生活のなかで不安や困りごとが増えたり、生活のしづらさがあられやすくなります。早期発見・早期対応が大切です。

今後の自分のことについてご家族やいきいき支援センターとお話するときに、**付録①「わたしのこと」**(P.27)をご活用ください。

受診するときに、事前に症状等をメモしておくといでしょう。**付録②「受診にあたってのメモ」**(P.28)をご活用ください。



もの忘れ検診を受けましょう!

もの忘れ検診は、認知症を早期に発見し適切な治療につなげることや、予防のきっかけとすることを目的にしています。

対象者	受診する年度に 65 歳以上になる市民
実施場所	市内の協力医療機関
自己負担	無 料
受診回数	年度に 1 回
検診内容	問診による認知機能検査 ※この検診は、認知機能の低下について、簡易的に検査するものであり、認知症の診断を行うものではありません。

※あらかじめ協力医療機関に予約し、当日は保険証などの住所、生年月日がわかるものを持参して受診してください。

検診を実施する協力医療機関や精密検査を実施している医療機関は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 もの忘れ検診

検索

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000122737.html>



お問い合わせは **年中無休** **朝8時から夜9時まで** よくある質問は

こちらから →

名古屋おしえてダイヤル 052-953-7584

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



認知症に関する相談窓口

かかりつけ医

や

いきいき支援センター(地域包括支援センター)

に相談してみましょう!

いきいき支援センター(地域包括支援センター)とは

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者を支える機関で、市内に29か所(各区1~2か所)のセンターと16か所の分室(各区1か所)を設置しています。

また、「認知症総合相談窓口」として、認知症に関するさまざまな相談に対応しています。

■開設時間:月~金曜日(祝休日・年末年始除く) 9時~17時

■相談費用:無料 ■連絡先:25~26ページをご参照ください。

いつまでも元気に! 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



主任介護支援専門員



保健師等

高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



社会福祉士

さまざまな問題について相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する総合的な相談

孤立しがちな方への見守り支援を行います

- 孤立しがちな方への個別支援
- 見守り電話

認知症の人を介護する ご家族を支援します

- 認知症家族教室・家族サロン
- もの忘れ相談医による専門相談
- 認知症サポーター養成講座

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」(P.14)の運営支援などを行い、認知症の人やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

を活用しましょう。

高齢者いきいき相談室とは

身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が高齢者いきいき相談室を開設しています。(令和3年4月現在286カ所)

いきいき支援センターと連携し、配置された主任介護支援専門員が健康・福祉・介護等の相談に応じます。

高齢者いきいき相談室の開設状況については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/yobou/toiawase/> このマークが目印です。



足腰が弱ってきて、
外出が少し大変に
なってきた。



もの忘れはあるけど、
自分の好きなことを
続けたい。



親が振り込め
詐欺の被害に
遭ったようだ。



家族が認知症と
診断された…
自宅で暮らし
続けるためには
何ができるかな？



認知症の専門医療機関

認知症の原因となる病気によって、その後の治療やケアの方法が変わってきます。まずは早めの受診が大切です。



Q.どこに受診したらいいの？

A. 日頃からご本人の状況をよく把握している「**かかりつけ医**」に一度相談するのが良いでしょう。その他の相談先としては、いきいき支援センター（地域包括支援センター）で実施している「**もの忘れ相談医による専門相談**」（P.13）などがあります。また、認知症疾患医療センターの医療相談室でも相談を受けつけているので、必要に応じて活用してみてもいいかもしれません。

認知症疾患医療センター

認知症に関する医療相談を行うほか、認知症の鑑別診断（認知症の原因となる病気を特定すること）、症状が悪化した場合の対応などを行う認知症の専門医療機関です。

◆市内の認知症疾患医療センター

名 称	所 在 地	電話番号(医療相談室)
名鉄病院	西区栄生2-26-11	551-2802
まつかげシニアホスピタル	中川区打出2-347	352-4165
もりやま総合心療病院	守山区町北11-50	795-3560
八事病院	天白区塩釜口1-403	832-2181

《参考》県内の認知症疾患医療センター(市外分)

名 称	所 在 地	電話番号
済衆館病院	北名古屋市鹿田西村前111	0568-21-0811
七宝病院	あま市七宝町下田矢倉下1432	052-443-7900
愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又1-1	0561-78-6246
いまいせ心療センター	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30	0586-80-0647
あさひが丘ホスピタル	春日井市神屋町1295-31	0568-88-0959
国立長寿医療研究センター	大府市森岡町7-430	0562-87-0827
仁大病院	豊田市猿投町入道3-5	0565-45-0110
岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合3-1	0564-66-7474
八千代病院	安城市住吉町2-2-7	0566-33-5556
新城市民病院	新城市字北畑32-1	0536-22-2171
豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木20-1	0532-45-1372

認知症疾患医療センター以外の認知症に詳しい医師がいる医療機関の情報は、以下のホームページで確認することができますので、参考にしてください。

- ・名古屋市医師会ホームページ <https://ishikai.nagoya/>
- ・愛知県精神科医療連携ホームページ <http://www.aiseikyoo.or.jp/kokoro/>
(こころのドクターネット)

認知症の進行に合わせた 「家族の心がまえ」や「ケアのポイント」

	健康	認知症の疑い	ひとりで生活ができる	見
認知症の進行 (ご本人の様子)	—	●物の忘れが気になる ●お金の管理や買い物、書類の作成などはおひとりでできる 	●物の忘れにより生活しづらさがある ●日付や時間がわからなくなる ●買い物やお金の管理にミスが見られる ●日常生活はなんとか行っている 	●買い物や服薬管理 ●電話の応対が困難 ●道に迷う
ケアのポイント	本人主体、本人の意思の尊重、 ●認知症の人の体験や気持ちを知ることは、本人が抱えている不安や混乱、			
	気づき～相談 ●かかりつけ医やいきいき支援センターに相談		安心できる環境・周りの理解 ●要介護認定申請等 ●薬による治療 ●役割や社会参加の機会をもつ	日常的な ●介護保険 ●行動心理
家族の心がまえ	学び、理解しよう。 		仲間をつくって情報収集しよう。 	暮らしの中工夫を考え
本人・家族を支援する主な制度やサービス等	相談窓口	いきいき支援センター(P.8)・高齢者いきいき相談室(P.9) 居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)		
	家族支援	認知症の人と家族の会(P.13) 家族サロン、家族教室、もの忘れ相談、家族交流会、なごや認知症カフェ(P.14)		
	介護福祉	ホームヘルプ、デイサービスなどの介護		
	医療	かかりつけ医 もの忘れ検診(P.7) 認知症疾患医療センター などの専門医療機関(P.10)		
	生活支援	地域での見守りや支えあい活動、民生委員、認知症サポーター(P.19) 権利擁護・財産管理、成年後見制度(P.20・21)		
	予防	いきいき教室、認知症予防教室(P.19) 高齢者サロン(P.19)		
	住まい	自宅		

この表は、アルツハイマー型認知症の進行と主な症状をもとに作成しています。認知症の原因となる疾患やお身体状況などにより経過は異なりますが、今後を見通す参考にしてください。家族や周囲の方が、認知症を理解し、進行に合わせて対応していくことが大切になります。

守りが必要	手助け・介護が必要	常に介護が必要
お金の管理ができない 対や訪問者の ことがある 	以下のことに手助け・介護が必要になる ●着替え ●入浴 ●食事 ●排泄 ●整容(洗面・歯みがき・化粧) 	●車椅子・ベットでの生活が中心になる ●食事をとることが困難になる ●言葉による意思表示・理解が困難になる 

なじみの暮らしや関係の継続

緊張の理解に役立ちます。認知症の人の言葉や行動の理由となる気持ちを考えましょう。

支援、行動心理症状や身体合併症への対応	重度・終末期のケア
サービス等の利用 ●地域での見守り、支えあい 症状などは、認知症専門医療機関へ	●介護保険サービスの利用 ●在宅での診療、看護 ●穏やかに苦痛なく過ごす

のちょっとした よう。 	まずは自分の健康を！ 周りに頼ることも大切。 	終末期のケアに ついて確認しよう。 
--	---	--

(P.17・18)		
保険サービス等(P.17・18)	区ごとの詳しい情報は各区で作成している「認知症ケアパス」をご覧ください。 詳しくはいきいき支援センターへお問い合わせください。	
の人おでかけあんしん保険事業(P.16)		
者おかえり支援事業・はいかい高齢者検索システム事業(P.15・16)		
認知症高齢者グループホーム(P.18)		
		特別養護老人ホーム(P.18)

こんなとき、どうする？

介護の悩みを誰かに相談したい・話を聞いて欲しい・自分のもの忘れが心配になってきたので、相談したい

◆電話相談

名古屋市認知症 コールセンター	認知症に関する相談に、介護経験者や 社会福祉士などが対応します。 月・水・木・金曜日 10時～16時 火曜日 14時～20時 (祝日・年末年始除く)		●電話番号● 734-7089
愛知県認知症 電話相談	月～金曜日(祝日・年末年始除く)10時～16時 ※愛知県が公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部に 委託して実施しています。		●電話番号● 0562-31-1911
若年性認知症 コールセンター	月～土曜日(祝日・年末年始除く)10時～15時 ※厚生労働省の委託により、認知症介護研究・研修大府センターで 実施しています。		●電話番号● 0800-100-2707

◆予約による相談

もの忘れ相談医 による専門相談 【予約制】	毎月1回程度実施。もの忘れ相談医が認知症の症 状や治療に関する相談に応じ、必要に応じて専門医 療機関を紹介します。 もの忘れ相談医とは、認知症診断 の知識・技術、ご家族からの相談へ の対応方法に関する研修を修了し た医師のことです。		●問い合わせ先● いきいき支援センター (P.25・26)
介護者・養護者の こころの相談 【予約制】	高齢者を介護する中での心の悩みや日ごろの 疲れについて、臨床心理士が相談に応じます。		●問い合わせ先● 高齢者虐待相談センター 電話 856-9001

「公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部」を紹介します。

認知症の人と家族を支えるため、介護者同士が交流できる家族のつどいや、介護者のための講座・電話相談などさまざまな活動を行っています。

◆認知症総合相談センター(面談による個別相談)

場所 「ケアラズカフェ 日向家(ひなたけ)」名鉄尾張横須賀駅隣(まなぶん横須賀2階)

日時 火～土曜 10時30分～15時

※カフェ(介護者の方の息抜き場&交流の場)を併設しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

仕事をしながら介護している方の電話相談も行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

<問い合わせ先>

〒477-0034 東海市養父町北堀畑58-1 TEL 0562-33-7048 FAX 0562-33-7102

ホームページ <http://hearttoheart.or.jp/>

認知症の本人同士・介護する家族同士で交流したい

◆教室・交流会

認知症家族教室	毎月1回程度(5回コース)実施。 認知症の人を介護している家族を対象に、認知症に関する知識・介護方法などの講話や介護経験者との交流会を行います。		●問い合わせ先● いきいき支援センター (P.25・26)
家族サロン (憩いの場)	毎月1回程度実施。認知症の人を介護している家族等が集まって、介護の悩みや不安などを話し合う交流会や情報交換を行います。		
家族支援 プログラム 及び 介護家族交流会	毎月1回計6回のプログラムを介護経験者の運営で実施。認知症の人を介護している家族等を対象に、介護負担の軽減に関する講義や参加者同士の交流等を行うとともに、プログラム終了後、交流会が立ち上がるよう支援を行います。		●問い合わせ先● 地域ケア推進課 電話 972-2549 FAX 955-3367
若年性認知症 本人・家族交流会	毎月1回程度実施。若年性認知症の人とその家族を対象に、情報交換や仲間づくりを行う交流会を開催しています。		●問い合わせ先● 名古屋市認知症 相談支援センター 電話 734-7079 FAX 734-7199
なごや 認知症カフェ	認知症のご本人やご家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場所です。あらゆる団体が主催し、市内の各地で定期的に開催されています。 ■お近くのカフェを検索できます。 NAGOYAかいごネット 検索 なごや認知症カフェマップ 検索	 なごや認知症カフェステッカー	

当事者による当事者のための相談窓口

「おれんじドア も〜やっこなごや」

おれんじドア も〜やっこなごやは、当事者同士・家族同士が出会い、思いを語り合える場。行き場のない不安を安心に変え、認知症とともに生きていく希望につながります。月1回、西区役所で開催しています。

対象 認知症の人、その家族

※確定診断がなくても、もの忘れなどに不安を感じている方もご参加いただけます。

<問い合わせ先>

西区役所福祉課

TEL 523-4595 FAX 521-0067

西区北部いきいき支援センター TEL 505-8343 FAX 505-8345

西区南部いきいき支援センター TEL 532-9079 FAX 532-9020



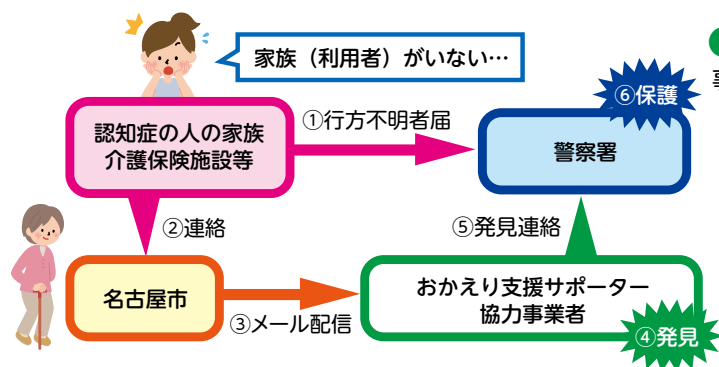
1人で出かけて帰れなくなることがあり、心配

◆はいかい高齢者おかえり支援事業

認知症の人の徘徊による事故を防止するため、地域の人々の協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供を依頼します。

●問い合わせ先●
地域ケア推進課
電話 **972-2549**
FAX **955-3367**



●利用手続き

事業を利用するには、事前に登録が必要です。

■登録できる方

登録することができるのは、名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の人(若年性認知症の人を含む)です。

■受付窓口

登録希望者の居住地を担当するいきいき支援センター(P.25・26)

おかえり支援サポーター・協力事業者を募集しています!

おかえり支援サポーターとは…

おかえり支援サポーターとは、この事業に協力いただく方々のことです。(市内にお住まいの方に限らず、市外にお住まいの方も「おかえり支援サポーター」になることができます。)

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録いただき、捜索協力依頼のメールを受けとった場合に、可能な範囲で捜索のための情報提供にご協力いただきます。

◆登録費用◆無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費等は登録者負担)

◆登録方法◆下記のコードを読み取り、アクセスしたページから

空メールを送信するか、下記のメールアドレスに空メールを送信してください。

【コード】



【メールアドレス】 okaeri@sg-m.jp

※登録時に情報をほしい地域(区)を選択することができます。

※夜間のメール配信の希望を選択することができます。

※捜索協力依頼以外にも、定期的に認知症に関するイベント等の情報をメールで配信します。

協力事業者の登録について

登録を希望される場合には下記問い合わせにメールにてご連絡ください。(メールの件名は「協力事業者登録」とし、本文に①団体名、②担当者名、③連絡先を必ずご記入ください。)

問い合わせ先: 名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

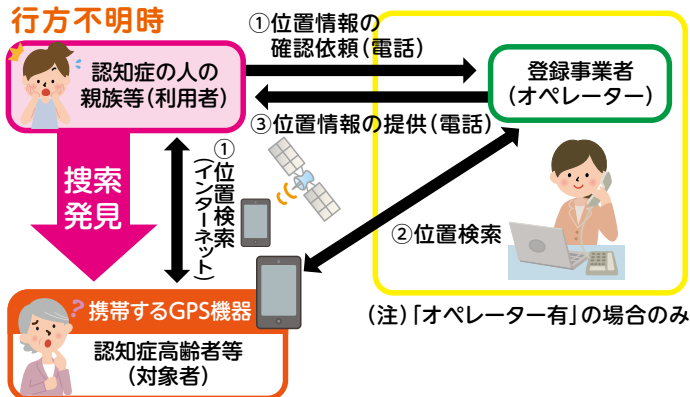
TEL:972-2549 FAX:955-3367

E-mail: a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

◆はいかい高齢者検索システム事業

認知症の人が行方不明となった場合に、その人を検索する親族等が早期にその位置情報を把握することができるよう、GPS(全地球測位システム)を活用した検索システムです。利用に係る一部経費を助成することにより利用を促進し、認知症高齢者等の事故を未然に防止するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

●問い合わせ先●
地域ケア推進課
電話 972-2549
FAX 955-3367



●利用手続き

利用を希望される親族等は、

- ① **いきいき支援センターをとおして名古屋市に利用申請書を提出します。**
- ② 名古屋市での利用決定後、登録事業者と利用契約を締結していただきます。
- ③ 登録事業者から提供される機器・システムを利用します。
- ④ 事業者の定める利用料のうち、名古屋市の助成金を差し引いた自己負担額を登録事業者に支払います。
- ⑤ 自己負担額は、各事業者が提供するサービスの種類や、利用者の所得状況等に応じて変わります。

認知症になっても安心して出かけたい

◆なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業

認知症の人が日常生活で事故を起こしたときに備える賠償補償制度です。加入対象者は名古屋市民かつ認知症の診断を受けている人です。

●問い合わせ先●
名古屋市認知症
相談支援センター
電話 734-7099

●補償内容

個人賠償責任保険	補償上限額:2億円
給付金	補償上限額:3000万円(事故の相手方が市民で死亡又は後遺障害となった場合)
見舞金	補償額:15万円(事故の相手方が市民以外で死亡した場合)
利用負担	無(市が保険料を支払います)※診断書料は自己負担

個人賠償責任保険は事故を起こした本人または監督義務者(家族等)に賠償責任が認められた場合に保険金を支払います。給付金及び見舞金は事故を起こした本人または監督義務者(家族等)に賠償責任が認められなかった場合において一定の要件を満たした場合に支払います。

●申請方法

名古屋市認知症相談支援センターへ加入申請書と診断書(原本)を郵送します。(家族等による代理申請も可能)

●その他

申請書は、区福祉課、区保健センター、いきいき支援センターにて配布します。また、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000132649.html>

●補償される事故の例



線路や踏切に誤って立ち入って、列車の運行を遅延させてしまった。



自転車に乗っていたら歩行者にぶつかり、ケガをさせてしまった。



店頭の商品
を誤って落
とし、壊して
しまった。

※補償の対象となるかは、事故後の保険会社の調査をもとに決まります。

介護サービス等を利用したい

介護保険制度とは

介護保険制度は、日常生活で介護や支援が必要となった方に介護サービス、介護予防サービスを提供し、本人とその家族の生活を支援する公的制度です。

また、介護予防や自立に向けた支援を行うための介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業を実施し、多様な担い手による多様なサービス等を提供しています。

対象者について

●介護サービスまたは介護予防サービスを利用できる方

- ①第1号被保険者(65歳以上の方)
要介護・要支援認定において、要介護1～5、要支援1・2と認定された方
- ②第2号被保険者(40～64歳の医療保険に加入されている方)
要介護・要支援認定において、要介護1～5、要支援1・2と認定された方
※脳血管疾患など加齢に伴う16種類の病気によるものに限る

●介護予防・生活支援サービス事業を利用できる方

要介護・要支援認定において、要支援1・2と認定された方または第1号被保険者のうち基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下「事業対象者」といいます。)と判定された方

●一般介護予防事業を利用できる方

第1号被保険者のすべての方

サービス利用のための判定

●要介護・要支援認定

介護認定審査会において、認定調査の結果と主治医意見書をもとに、介護や支援の必要とする度合いを審査・判定するものです。判定結果は、要介護1～5、要支援1・2、非該当の区分に分かれています。

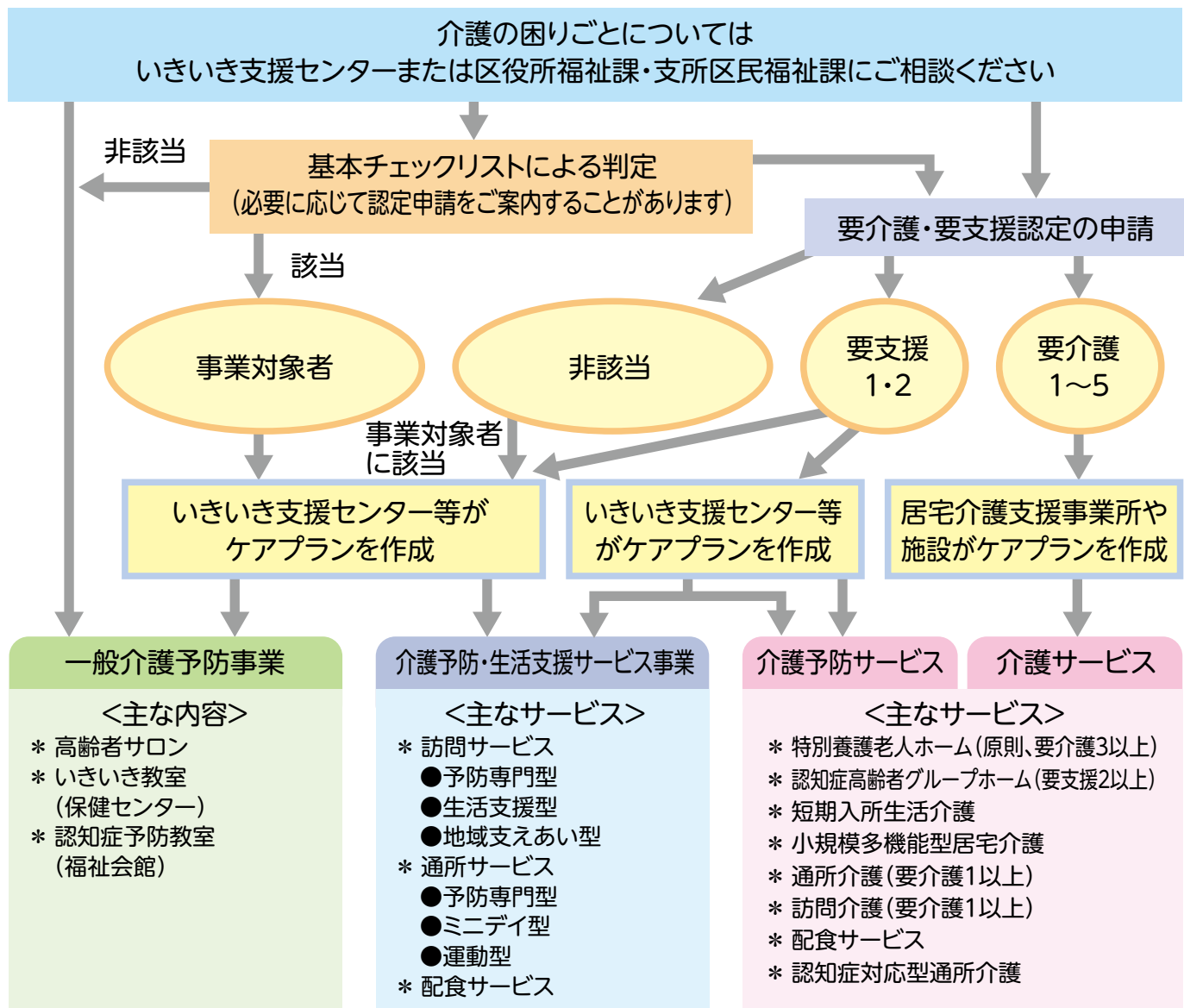
●基本チェックリストによる判定

相談窓口において、日常生活や心身の状態に関する25項目の質問等により、心身の機能が低下していないか確認するものです。該当すると事業対象者となります。

利用者の負担

介護サービス、介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、かかった費用の1割、2割または3割が自己負担となります。

利用手続きの流れ



主なサービスの特徴

●特別養護老人ホーム

常時介護が必要で家庭での介護が困難な方が入所し、介護を受けるものです。

●認知症高齢者グループホーム

認知症の人がスタッフの介護を受けながら、少人数での共同生活を営むものです。

●短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間、特別養護老人ホーム等の施設に宿泊し、食事や入浴その他日常生活に必要な介護等を受けるものです。家族が冠婚葬祭などにより介護ができない場合のほか、介護を一休みしたい時に利用することもできます。

●通所介護(デイサービス)、予防専門型通所サービス

日中の時間に、自宅からデイサービスセンター等の施設に通い、レクリエーションや機能訓練、食事や入浴等の介護を受けるものです。

●訪問介護(ホームヘルプ)、予防専門型訪問サービス

ホームヘルパーの訪問によって、自宅で身体介護や家事の援助を受けるものです。

一般介護予防事業(認知症予防)について

◆高齢者サロン

高齢者が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。誰でも参加ができる地域の『お茶の間』『たまり場』のようなところです。詳しくは各区社会福祉協議会へお問い合わせください。

◆いきいき教室

各区の保健センター等で、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催します。

◆認知症予防教室

各区の福祉会館において、認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催します。

※詳しくは、パンフレット「介護保険制度」をご覧ください。

認知症についてもっと知りたい

認知症普及啓発 推進事業 (市民向け講演会など)	認知症の早期診断・早期治療の必要性を理解していただくために、各区で講演会やシンポジウムを開催します。	●問い合わせ先● 保健センター 保健予防課 (P.24)
認知症サポーター 養成講座	認知症の理解を深め、認知症の人や家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」になっていただくための講座を開催します。 ■個人で参加できる講座の情報は、ウェブサイト「なごや認知症あんしんナビ」(http://n-renkei.jp/)、イベント情報のページに予定一覧表を掲載しています。 オレンジリングを つけてくれてありがとう。 それを見ると安心できるの! (本人の声)	●問い合わせ先● いきいき支援センター (P.25・26)
認知症予防リーダー 養成講座	認知症予防に関する知識や技術を習得のうえ、認知症予防の普及啓発のために地域で活躍するリーダーを養成するための講座を開催します。	●問い合わせ先● 福祉会館 (P.24)

情報を発信する図書館の取り組みを紹介します。

中川図書館では、多くの方々が認知症を理解し、「認知症に優しいまちづくり」への一助となることを目指して、ブックリスト「認知症になっても、自分らしく生きられる社会へ! 認知症への理解を深める25冊」を作成しました。認知症という病気の理解、当事者の気持ち、見守る家族など知りたい項目ごとにまとめられた冊子です。図書館には認知症理解に役立つ本がたくさんあります。ぜひ、ご活用ください。

冊子は、名古屋市図書館ホームページからダウンロードできます。

https://www.library.city.nagoya.jp/img/oshirase/2019/nakagawa_202002_1_1.pdf



名古屋市の認知症に関する取り組みについて知りたい 若年性認知症について相談したい

◆名古屋市認知症相談支援センター

【名古屋市の認知症施策に関する取り組み】

名古屋市が認知症の人や家族にとって安心して暮らせるまちになるよう、なごや認知症カフェの開設支援など、市の認知症施策に関する取り組みを進めています。ウェブサイト「なごや認知症あんしんナビ」(<http://n-renkei.jp/>)では、認知症の症状や容態の変化に応じて必要な制度や資源の情報をお伝えしています。

【若年性認知症に関する相談支援】

64歳以下で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。年齢が若いことから、就労など高齢者とは違った課題を抱えることも少なくありません。当センターでは、若年性認知症支援コーディネーターが、いきいき支援センターや障害者就労に関わる関係機関等と連携しながら相談対応します。

■若年性認知症ハンドブック「なごやの手帳」

名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)よりダウンロードできます。

●問い合わせ先●

電話 **734-7079**

FAX **734-7199**

認知症の人の財産管理や権利擁護について相談したい

◆名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

権利擁護や財産管理などの相談に対応します。

また、本人との契約に基づき金銭管理サービス(預貯金の入出金のお手伝いや公共料金などの支払いを代行するサービス)、財産保全サービス(定期預金通帳や年金証書などの大切な書類を預かるサービス)も提供しています。

■開 設 時 間: 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時～17時

■利用者負担: ・相談事業 無料

・金銭管理サービス 1回あたり1,000円(生活保護世帯等は無料)

・財産保全サービス 月額250円(生活保護世帯等は無料)

事務所名	所在地	担当区域	問い合わせ先
北部事務所	北区清水四丁目17-1 総合社会福祉会館5階	東区、北区、西区、守山区	電話 919-7584 FAX 919-7585
南部事務所	熱田区千代田町20-26 知的障害者センターサンハート内	中村区、中区、熱田区、 中川区、港区	電話 678-3030 FAX 678-3051
東部事務所	天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、 緑区、名東区、天白区	電話 803-6100 FAX 803-6600

◆名古屋市高齢者虐待相談センター

高齢者の虐待に関する専門相談機関です。相談者に対する助言のほか、区役所・支所やいきいき支援センターなどと連携を図りながら対応します。

■所 在 地: 北区清水四丁目17-1(総合社会福祉会館5階)

■開設時間: 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時～17時

■相談費用: 無料

上記以外の時間は、休日・夜間電話相談窓口へ。

●問い合わせ先●

電話 **856-9001**

FAX **919-7585**

(休日・夜間電話相談窓口)
電話 **701-3344**

◆名古屋市成年後見あんしんセンター

社会福祉士の資格を持った職員や弁護士・司法書士が、成年後見制度に関する相談に対応します。また、ボランティアで後見活動を行う市民後見人の養成なども行います。

【成年後見制度に関する相談】

- ・一般相談：月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時
- ・専門相談：弁護士・司法書士による相談（要予約）
- ・相談費用：無料

【市民後見人の養成】

市民後見人とは、親族以外の市民による成年後見人のことです。成年後見あんしんセンターが開催する養成研修を修了し、家庭裁判所から選任された後、成年後見人としての活動を行います。

市民後見人の活動については当センターへご相談ください。

■所在地：北区清水四丁目17-1（総合社会福祉会館5階）

●問い合わせ先●

電話 856-3939

FAX 919-7585

◆成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な方で、一定の要件に該当する低所得の方に対し、成年後見人等を選任するための申立費用や成年後見人等の報酬を助成する制度です。

●問い合わせ先●

区役所 福祉課
高齢福祉係
(P.23)

成年後見制度とは…

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方について、福祉サービスの契約などの法律行為や財産管理を、家庭裁判所が選任した援助者が本人に代わって行うことで、本人を支援・保護する制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」…すでに判断能力が低下している方に対して、援助者を選任する制度です。本人の判断能力により、後見・保佐・補助の区分があり、家庭裁判所によって、成年後見人等が選任されます。制度を利用するには家庭裁判所への申立が必要です。

後見

常に判断能力を
欠いている方

保佐

判断能力が
著しく不十分な方

補助

判断能力が
不十分な方

「任意後見制度」…将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、誰にどのような援助をしてもらうかをあらかじめ決めておく制度です。手続きは公証役場で行います。

社会保障制度などを利用したい

認知症の人はさまざまな社会保障制度などを利用できることがあります。
対象となる要件など、詳しいことはそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。

◆手帳

精神障害者 保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり日常生活への制約がある方を対象とした手帳です。交付を受けることにより税の控除や減免、各種利用料の減免等が受けられます。	●問い合わせ先● 区役所 福祉課 障害福祉係 又は支所 区民福祉課 福祉係 (P.23)
-----------------	--	--

◆医療

自立支援医療 (精神通院医療)	一定の要件に該当する場合に、通院による精神障害の医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。	●問い合わせ先● 区役所 福祉課 障害福祉係 又は支所 区民福祉課 福祉係 (P.23)
福祉給付金 支給制度	70歳以上の方で、ねたきりや重・中度の認知症により生活介護を受けている方等、一定の要件に該当する方に対し、医療費の自己負担分を助成する制度です。	●問い合わせ先● 区役所 保険年金課 又は支所 区民福祉課 保険係 (P.23)

◆年金・手当

障害基礎年金	障害の状態や初診日など一定の要件に該当する方を対象に支給される年金です。 (原則として、すでに老齢基礎年金を受けている場合は対象となりません。)	●問い合わせ先● ・国民年金： 区役所 保険年金課 又は支所 区民福祉課 保険係 (P.23) ・厚生年金：年金事務所
特別障害者手当	20歳以上で、一定の重度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時特別な介護を必要とする方を対象に支給される手当です。	●問い合わせ先● 区役所 福祉課 障害福祉係 又は支所 区民福祉課 福祉係 (P.23)

◆税金

所得税、 市・県民税の 障害者控除 対象者認定	65歳以上の認知症の人やねたきりの方で、一定の基準に該当し、社会福祉事務所長の障害者控除対象者認定を受けた場合、税の障害者控除の対象となります。認定を受けるには、申請が必要です。	●問い合わせ先● 区役所 福祉課 高齢福祉係 又は支所 区民福祉課 福祉係 (P.23)
----------------------------------	---	--

問い合わせ先

■区役所 介護保険制度のこと、社会保障制度のことなど

区役所		電話番号	FAX	区役所		電話番号	FAX
千種区	福祉課高齢福祉係	753-1838	751-3120	守山区	福祉課高齢福祉係	796-4605	793-1451
	福祉課障害福祉係	753-1844			福祉課障害福祉係	796-4622	
	保険年金課	753-1907	753-1912		保険年金課	796-4546	796-4630
東区	福祉課高齢福祉係	934-1193	936-4303	緑区	福祉課高齢福祉係	625-3957	621-6841
	福祉課障害福祉係	934-1181			福祉課障害福祉係	625-3956	
	保険年金課	934-1142	934-1147		保険年金課	625-3941	625-3983
北区	福祉課高齢福祉係	917-6531	914-2100	名東区	福祉課高齢福祉係	778-3009	774-2781
	福祉課障害福祉係	917-6516			福祉課障害福祉係	778-3004	
	保険年金課	917-6455	917-6461		保険年金課	778-3053	778-3059
西区	福祉課高齢福祉係	523-4596	521-0067	天白区	福祉課高齢福祉係	807-3887	802-9726
	福祉課障害福祉係	523-4585			福祉課障害福祉係	807-3882	
	保険年金課	523-4541	523-4559		保険年金課	807-3843	807-3807
中村区	福祉課高齢福祉係	453-5415	453-8232	■支所			
	福祉課障害福祉係	453-5402					
	保険年金課	453-5345	453-5370				
中区	福祉課高齢福祉係	265-2321	241-6986				
	福祉課障害福祉係	265-2322					
	保険年金課	265-2243	265-2249				
昭和区	福祉課高齢福祉係	735-3911	731-8900	楠支所	福祉係	901-2269	902-1843
	福祉課障害福祉係	735-3893			保険係	901-2262	902-7291
	保険年金課	735-3844	735-3922				
瑞穂区	福祉課高齢福祉係	852-9394	851-1350	山田支所	福祉係	501-4975	504-7409
	福祉課障害福祉係	852-9384			保険係	501-4935	504-7409
	保険年金課	852-9332	852-9339				
熱田区	福祉課高齢福祉係	683-9405	682-0346	富田支所	福祉係	301-8376	301-8661
	福祉課障害福祉係	683-9407			保険係	301-8143	301-8657
	保険年金課	683-9485	683-9489				
中川区	福祉課高齢福祉係	363-4415	352-7824	南陽支所	福祉係	301-8345	301-8411
	福祉課障害福祉係	363-4403			保険係	301-8154	301-8399
	保険年金課	363-4346	363-4351				
港区	福祉課高齢福祉係	654-9692	651-1190	志段味支所	福祉係	736-2192	736-4670
	福祉課障害福祉係	654-9718			保険係	736-2257	736-9885
	保険年金課	654-9644	654-9629				
南区	福祉課高齢福祉係	823-9411	811-6366	徳重支所	福祉係	875-2207	875-2215
	福祉課障害福祉係	823-9392			保険係	875-2206	875-2215
	保険年金課	823-9343	823-9348				

問い合わせ先

■保健センター 介護予防に関する相談など

名 称	電話番号(代表)	FAX	名 称	電話番号(代表)	FAX
千種保健センター	753-1951	751-3545	守山保健センター	796-4610	796-0040
東 保健センター	934-1205	937-5145	緑 保健センター	891-1411	891-5110
北 保健センター	917-6541	911-2343	名東保健センター	778-3104	773-6212
西 保健センター	523-4601	531-2000	天白保健センター	807-3900	803-1251
中村保健センター	481-2216	481-2210	■分室		
中 保健センター	265-2250	265-2259	名 称	電話番号(代表)	FAX
昭和保健センター	735-3950	731-0957	楠 分室	902-6501	902-6502
瑞穂保健センター	837-3241	837-3291	山田 分室	504-2216	503-3986
熱田保健センター	683-9670	681-5169	富田 分室	303-5321	303-5438
中川保健センター	363-4455	361-2175	南陽 分室	302-8161	301-4674
港 保健センター	651-6471	651-5144	志段味分室	736-2023	736-2024
南 保健センター	614-2811	614-2818	徳重 分室	878-2227	878-3373

■福祉会館 認知症予防教室、認知症予防リーダー養成講座のことなど

区名	名 称	電話番号(代表)	FAX	区名	名 称	電話番号(代表)	FAX
千種	都 福祉会館	711-1483	711-9657	熱田	熱田 福祉会館	659-6306	651-7251
東	高岳 福祉会館	931-8174	935-1025	中川	中川 福祉会館	351-9121	352-9406
北	上飯田福祉会館	914-0831	912-1308	港	港 福祉会館	382-7009	381-2285
西	天神山福祉会館	531-0023	521-3369	南	笠寺 福祉会館	811-1282	822-1121
中村	名楽 福祉会館	481-8588	461-5667	守山	守山 福祉会館	793-6330	792-6094
中	前津 福祉会館	262-1869	242-5761	緑	緑 福祉会館	624-3131	624-4485
昭和	八事 福祉会館	832-2779	834-4611	名東	名東 福祉会館	703-9282	704-8144
瑞穂	瑞穂 福祉会館	841-3113	841-1348	天白	天白 福祉会館	802-2351	806-3327

問い合わせ先

いきいき支援センター(地域包括支援センター) 認知症に関するなんでも相談窓口

区名	名 称	所 在 地	電 話 (FAX番号)	担 当 地 域 (お住まいの小学校区名)
千種	千 種 区 東 部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、 東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分 室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千 種 区 西 部 いきいき支援センター	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	内山、千石、高見、田代、千種、 春岡、見付
東	東 区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分 室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北 区 東 部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、 宮前、名北、六郷、六郷北
	北 区 西 部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	味鋺、大杉、川中、金城、楠、 楠西、光城、清水、西味鋺、如意
	分 室	北区中味鋺三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西 区 北 部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、比良、 平田、比良西、山田
	西 区 南 部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	稲生、榎、上名古屋、児玉、 栄生、城西、庄内、なごや、 枇杷島、南押切
	分 室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中 村 区 北 部 いきいき支援センター	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (486-2140)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、 日比津、ほのか
	分 室	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中 村 区 南 部 いきいき支援センター	中村区豊国通1丁目14	483-6866 (483-6867)	岩塚、米野、笹島、千成、八社、 日吉、牧野、柳
中	中 区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-9953)	区内全域
	分 室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭 和 区 東 部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭 和 区 西 部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、 村雲
	分 室	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞 穂 区 東 部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (842-8122)	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分 室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞 穂 区 西 部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、 御劔

区名	名 称	所 在 地	電 話 (FAX番号)	担 当 地 域 (お住まいの小学校区名)
熱田	熱 田 区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-1155)	区内全域
	分 室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	682-2522 (682-2505)	
中川	中 川 区 東 部 いきいき支援センター	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、 常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中 川 区 西 部 いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、 戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、 春田、万場、明正
	分 室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港 区 東 部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港楽、成章、東海、 中川、西築地、野跡、東築地
	港 区 西 部 いきいき支援センター	港区寛政町6丁目40	381-3260 (381-3261)	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、 当知、南陽、西福田、福田、福春、 明德
	分 室	港区知多二丁目2215 レープエル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南 区 北 部 いきいき支援センター	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、 道德、豊田、明治、呼統
	分 室	南区道德通三丁目46	698-7370 (698-7380)	
	南 区 南 部 いきいき支援センター	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (819-1123)	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、 白水、宝南、星崎、笠東
守山	守 山 区 東 部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、 上志段味、吉根、志段味西、 志段味東、下志段味、苗代、 本地丘、森孝西、森孝東
	分 室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守 山 区 西 部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、 廿軒家、二城、守山
緑	緑 区 北 部 いきいき支援センター	緑区鳴子町一丁目7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、 熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、 戸笠、徳重、長根台、鳴子、 鳴海東部、桃山
	分 室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑 区 南 部 いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	相原、有松、大高、大高北、大高南、 桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名 東 区 北 部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、本郷、 豊が丘、蓬来
	分 室	名東区明が丘124-2 ami ami annex2階	771-7785 (771-7702)	
	名 東 区 南 部 いきいき支援センター	名東区にじが丘2丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、 西山、前山、牧の原、名東
天白	天 白 区 東 部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (385-8451)	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、しまだ、高坂、原、平針、 平針北、平針南
	分 室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天 白 区 西 部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目604	839-3663 (839-3665)	大坪、表山、天白、野並、八事東、 山根



「わたしのこと」

今後、ご自分の気持ちやこれまでのことをうまく伝えることが難しくなるかもしれません。
これからの生活をどのように送りたいかなどを
ご家族等とお話する機会をつくりましょう。

★わたしにとって…

なじみの場所は、

行きたい場所は、

会いたい人は、

一番頼りにしている人は、

支えたい人は、

★わたしの好きな(嫌いな)こと

好きな(嫌いな)ことや話は、

わたしがしてきた仕事や得意なことは、

毎日の習慣になっていることは、

大切な思い出は、

好きな(嫌いな)食べ物は、

好きな曲(音楽)は、

付録①

お名前：

記入日： 年 月 日

わたし

日ごろ、関わりのある人(ご家族やかかりつけ医など)を
書いてみましょう。

★わたしの今の気持ち

うれしいこと、楽しいことは、

不安や悲しみ、苦しいことは、

やりたいことは、

介護への願い、要望は、

医療への願い、要望は、

人生のターミナルでの願いや要望は、

延命の措置を望みますか? はい ・ いいえ

どこで過ごしたいですか? ・ 自宅 ・ 施設 ・ 病院

その他、伝えたいことは、

受診にあたってのメモ

限られた時間内に伝えたいことを漏らさずに伝えることはなかなか難しいことです。受診の前に、ご本人の様子や相談したいこと、伝えたいことをメモしておきましょう。



記入日

年 月 日()

受診日

年 月 日()

1.ご本人の様子について、あてはまるものにチェック☑しましょう。

1	同じことを言ったり聞いたりする		8	慣れた所で道に迷った	
2	物の名前が出てこなくなった		9	財布などを盗まれたという	
3	置き忘れやしまい忘れが目立ってきた		10	ささいなことで怒りっぽくなった	
4	以前はあった関心や興味が失われた		11	蛇口・ガス栓の締め忘れ 火の用心ができなくなった	
5	だらしなくなった		12	複雑なテレビドラマが理解できない	
6	日課をしなくなった		13	夜中に急に起きだして騒いだ	
7	時間や場所の感覚が不確かになった				

(愛知県・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター発行「認知症チェックリスト」)

2.ご本人について、あれ?と思ったことや最近の様子、相談したいことを書いておきましょう。 また、チェックリストでチェック☑した症状等については、「どんなときに」、「どのように」など具体的に書いておきましょう。

3.ご家族として、医師に相談したいことを書いておきましょう。

介護マーク、ヘルプマークを ご存じですか？

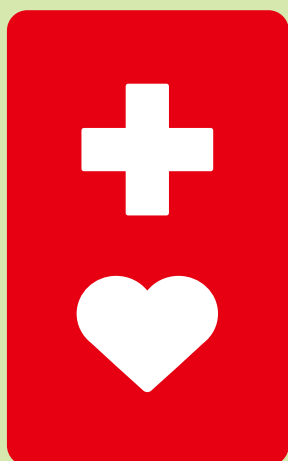
介護マークとは



介護する人が介護中であることを周囲に理解してもらうために作成されたマークです。例えば、駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うときや男性介護者が女性用下着を購入するときなどに活用します。

配布場所は、区役所福祉課高齢福祉係、支所区民福祉課福祉係、いきいき支援センター（地域包括支援センター）などです。

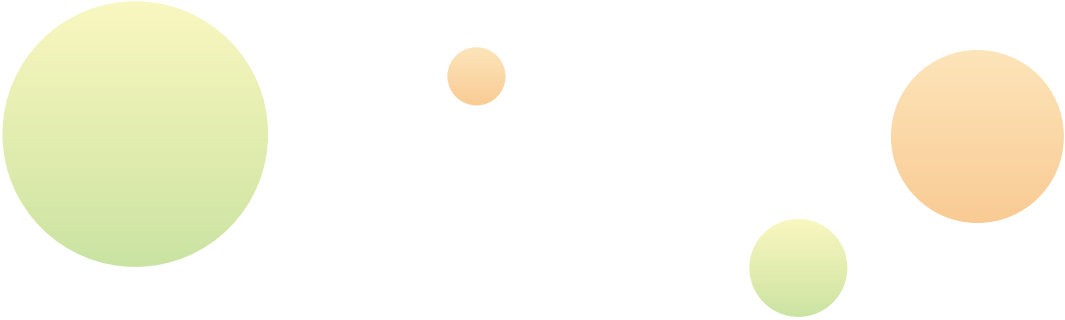
ヘルプマークとは



内部障害や難病の方を始め、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

配布場所は、区役所福祉課、支所区民福祉課、障害者基幹相談支援センターなどです。



「支払いのときに周りの人に迷惑をかけないように、あらかじめ千円札を両ポケットに入れてあります。ただ、帰りには小銭がいっぱいでズボンが垂れ下がってしまうけどね(笑)」

「忘れないように書いたメモをなくしちゃうことがある。すると不安になったり、またやったかと自分を責める気持ちになる。でも今は、その子たち(メモ)の居場所を作ったから大丈夫。知恵がついたかな(笑)」

認知症になっても周りの人に迷惑をかけないように、知恵をしばらく工夫を重ねながら精一杯暮らしています。

私たちはこうした言動の背景にある本人なりの理由や気持ちを想像し共感することが大切ではないでしょうか。

その共感の輪を広げていくことで、「認知症になっても安心して暮らせるまち なごや」の実現に近づきます。



認知症の人が 安心して暮らせるまち なごや



名古屋市が運営するウェブサイトのご案内

★NAGOYAかいごネット

名古屋市では、介護の最新情報をお届けする、ウェブサイトを開設しています。お近くの介護保険事業所の検索や、名古屋市で行われている取り組みなどをご覧いただけます。ぜひ、ご活用ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

NAGOYAかいごネット

検索

★なごや認知症あんしんナビ

名古屋市認知症相談支援センターが運営するウェブサイトです。認知症の症状や容態の変化に応じて必要な制度や資源の情報をお伝えするほか、若年性認知症への支援や、名古屋市内の認知症に関するイベント情報等をご覧いただけます。

<http://n-renkei.jp/>

なごや認知症あんしんナビ

検索

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 TEL 972-2549 FAX 955-3367
編集／名古屋市認知症相談支援センター TEL 734-7079 FAX 734-7199

(名古屋市認知症相談支援センターは、社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会が名古屋市より委託を受けて運営しています。)

このパンフレットは、令和3年7月現在の内容で作成しています。

このパンフレットは名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)からダウンロードできます。